



バーゼルⅡについて

自己資本比率規制（バーゼルⅡ第3の柱）に基づく開示

自己資本比率規制～バーゼルⅡとは

バーゼルⅡとは、平成16（2004）年6月バーゼル銀行監督委員会（日本、アメリカ、ドイツなどが参加）から公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。近年、金融技術や商品の高度化・多様化が進み、リスクもより複雑化していることから、金融機関はその規模・特性に応じたより精緻なリスク管理が必要となっております。バーゼルⅡは金融機関が抱える様々なリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目的としております。平成19（2007）年3月期からすべての金融機関に適用されました。

バーゼルⅡは次の「3つの柱」で構成されております。

第1の柱

「最低所要自己資本比率」

「第1の柱」では、最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測をより精緻化するという点が大きな特徴です。具体的には信用リスク（貸倒れのリスク）の計測の精緻化に加え、オペレーショナル・リスク（事務やシステム上の事故などにより金融機関が損失を被るリスク）の計測が新たに自己資本比率の算定に導入されました。

第2の柱

「金融機関の自己管理と監督上の検証」

「第2の柱」では、「第1の柱」の対象となっていないリスクのうち、金融機関の経営に重大な影響を及ぼすと考えられる「銀行勘定の金利リスク」や「与信集中リスク」を含め、金融機関自らがリスクを統一的かつ適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実が求められております。また、金融当局の検証・評価を受け、必要に応じて適切な監督上の措置を受けるというものです。

第3の柱

「市場規律」

「第3の柱」では、「第1の柱」と「第2の柱」の開示内容の充実を通じて、市場規律の実効性（監視機能）を高めることとされております。

自己資本比率

- ・信用リスク
- ・オペレーショナル・リスク

統一的なリスク管理

- ・与信集中リスク
- ・銀行勘定の金利リスク

情報開示

- ・開示内容の充実
- ・市場規律の実効性向上

定性開示項目

I. 単体開示事項

- (1) 自己資本調達手段の概要
- (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- (3) 信用リスクに関する事項
- (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (7) オペレーショナル・リスクに関する事項
- (8) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (9) 金利リスクに関する事項

II. 連結開示事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 自己資本調達手段の概要
- (3) 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- (4) 信用リスクに関する事項
- (5) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (7) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (8) オペレーショナル・リスクに関する事項
- (9) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- (10) 金利リスクに関する事項

定量開示項目

I. 単体開示事項

- (1) 自己資本の構成に関する事項
- (2) 自己資本の充実度に関する事項
- (3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）
 - イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 - ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
 - ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - イ.オリジネーターの場合
 - ロ.投資家の場合
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (8) 金利リスクに関する事項

II. 連結開示事項

- (1) 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（資本控除となる非連結子会社等）のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
- (2) 自己資本の構成に関する事項
- (3) 自己資本の充実度に関する事項
- (4) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）
 - イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 - ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等
 - ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
- (5) 信用リスク削減手法に関する事項
- (6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (7) 証券化エクスポージャーに関する事項
 - イ.連結グループがオリジネーターの場合
 - ロ.連結グループが投資家の場合
- (8) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (9) 金利リスクに関する事項